### 人 税 法 施 行 規 則 の 部 を 改 正 す る 省 令 (令和 四 年 財 務 省 令第三十 九 号) 新 旧 対 照

## 改正後

法

# (仮決算をした場合の中間申告書の記載事項)

## 三十二条 省略

別表十八一から別表十八三まで(更正請求書にあつては、別表一を除く。 よることができるものとする。 の添付)又は第六十七条第二項 ない。ただし、内国法人が令第六十三条第二項(減価償却に関する明細書 )に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければなら すべき書類の記載事項のうち別表一、別表一付表、別表二、別表三口から 書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。)の記載事項及びこれに添付 規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する明細書について 別 □から別表十四田付表二まで、別表十五、 別表八三付表まで、 から別表六三十七まで、 法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載する中間申告書(当該 別表十六円から別表十六内までに定める書式に代え、当該書式と異な 表十七〇の三付表まで、別表十七三の二から別表十七三の八まで及び (これらの表の書式に定める項目を記載しているものに限る。) に 別表四、別表四付表、別表五一から別表五二まで、 別表九一から別表十九付表まで、 別表七一から別表七四付表まで、 (繰延資産の償却に関する明細書の添付) 別表十五付表、 別表十出、 別表十六一か 別表七の三か 、別表十 別表六 申告

## 確定申告書の記載事項)

### 三十四条 省 略

まで、 正請求書にあつては、 記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一、別表一付表 別表七田まで、 別表二から別表三出まで、 確定申告書(当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。)の 別表十六日から別表十七四まで及び別表十八日から別表十八日まで(更 別表五の二〇付表二、 別表十一円から別表十四円付表二まで、 別表七の三から別表八回付表まで、 別表一を除く。)に定めるものの記載については、 別表六日から別表六三十七まで、別表七日か 別表四、別表四付表、別表五一から別表五二 別表十五、 別表九一から別表十 別表十五 付表

# 仮決算をした場合の中間申告書の記載事項

改

正

前

表

## 第三十二条 同 上

表まで、別表十七三の二から別表十七三の八まで及び別表十八から別表十の別表十四の付表二まで、別表十五、別表十六一から別表十七二の三付ら別表八三まで、別表九一から別表十四付表まで、別表十一一の三付の別表六三十六まで、別表七一から別表七四付表まで、別表七の三か 別表三出まで、別表四、 す る場合には、これらの規定に規定する明細書については、別表十六□から 載については、これらの表の書式によらなければならない。ただし、内国 書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。)の記載事項及びこれに添 の書式に定める項目を記載しているものに限る。)によることができるも 七条第二項 法人が令第六十三条第二項(減価償却に関する明細書の添付)又は第六十 <u>、の三まで</u>(更正請求書にあつては、別表一を除く。)に定めるものの記 ^べき書類の記載事項のうち別表一、別表一付表、別表二、別表三口から 法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載する中間申告書 とする。 (繰延資産の償却に関する明細書の添付)の規定の適用を受け 別表四付表、 別表五一から別表五二まで、 申

## (確定申告書の記載事項)

### 第三十四条 同上

まで、 ら別表七回まで、別表七の三から別表八回まで、 記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一、 別表二から別表三出まで、 別表一を除く。)に定めるものの記載については、これらの表の書式に 十七四まで及び別表十八から別表十八の三まで(更正請求書にあつては 確定申告書(当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。)の 別表五の二円付表二、別表六円から別表六三十六まで、 から 別表十四仇付表二まで、別表十五、 別表四、 別表四付表、別表五一から別表五二 別表九一から別表十世ま 別表十六一から別 別表七一か 別表一付表

れらの規定に規定する明細書については、別表十六円から別表十六円まで 項目を記載しているものに限る。)によることができるものとする。 に定める書式に代え、当該書式と異なる書式(これらの表の書式に定める 資産 らの. の償却に関する明細書の添付)の規定の適用を受ける場合には、こ 項(減価償却に関する明細書の添付)又は第六十七条第二項(繰 表の書式によらなければならない。ただし、内国法人が令第六十

## 決算をした場合の中間申告書の記載事 <u>項</u>

## 第六十一条の二

七二の三、から別表・ (四) (九) (一) 表十二口から別表十三川まで、別表十三川から別表十四口まで、 八三、別表八三付表、別表九一、別表九二、別表十三、別表十四から別表 別表三口から別表三出まで、別表四、 載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一の三、別表二、 る令第六十七条第二項 算する場合における令第六十三条第二項(減価償却に関する明細書の添付 書式によらなければならない。ただし、外国法人が法第百四十二条第二項 法人関連別表」という。) に定めるものの記載については、これらの表の 表まで(更正請求書にあつては、別表一の三を除く。次項において「外国 十田付表まで、別表十出、別表十出、別表十一日から別表十一口まで、 七川付表五まで、 中間申告書(当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。)の記 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算)の規定により法第三十一 法第百四十四条の四第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を記載する (減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)の規定に準じて計 却費の計算及びその償却の方法)の規定に準じて計算する場合におけ 別表十四四、別表十四出から別表十四川まで、 表一まで、 別表六什、 別表六二の二から別表六四まで、 定又は法第百四十二条第二項の規定により法第三十二条 表十六出まで、 別表十七二の三付表及び別表十七の三口から別表十七の三口付 別表六生、 別表六二十五から別表六三十七まで、 別表七三、 別表十七二から別表十七二の二付表二まで、 (繰延資産の償却に関する明細書 別表六生、 別表七四、別表八□、別表八□付表一、別表 別表六齿、 別表六国から別表六出まで、 別表五円から別表五口まで、 別表六出から別表六二十から別表六出まで、別表六 別表十五、別表十六〇 別表六の三から別表 の添付) (繰延資産 別表十四 が規定の 別表六 別 表十 四 別

> 却に関する明細書の添付)又は第六十七条第二項 る明細書については、別表十六□から別表十六四までに定める書式に代え る明細書の添付)の規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定す よらなければならない。ただし、内国法人が令第六十三条第二 当該書式と異なる書式(これらの表の書式に定める項目を記載している のに限る。)によることができるものとする。 (繰延資産の償却に関す 項 (減 価償

## 仮決算をした場合の中間 申告書の記載事項

### 第六十一条の二 同 上

(六まで、別別、別表 十四から別表十団付表まで、別表十出、別表十出、別表十一日から別表十八日、別表八日付表一、別表八日、別表九日、別表九口、別表十日、別表 別表三口から別表三出まで、 中間申告書  $\mathcal{O}$ 資 第二項の規定により法第三十二条(繰延資産の償却費の計算及びその償却 計算及びその償却の方法)の規定に準じて計算する場合における令第六十 定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない で、別表十四三、別表十四四、別表十四四から別表十四出まで、 の方法)の規定に準じて計算する場合における令第六十七条第二項 三条第二項 所得の金額の計算)の規定により法第三十一条(減価償却資産の償却費の は、別表一の三を除く。次項において「外国法人関連別表」という。)に で及び別表十七の三口から別表十七の三口付表まで(更正請求書にあつて 、別表十六日から別表十六日まで、別表十七日から別表十七日の三付表ま 一口まで、別表十二口から別表十三八まで、 ただし、外国法人が法第百四十二条第二項(恒久的施設帰属所得に係る 事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一の三、別表二、 法第百四十四条の四第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を記載する 規定に規定する明細書については、 別表六仇、 別表六二の二から別表六四まで、 別表六の三から別表七円付表五まで、 に関する明細書の添付)の規定の適用を受けるときは、 (当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。) の記 (減価償却に関する明細書の添付)の規定又は法第百四十二条 別表六出、別表六出、 別表四、 別表五一から別表五二まで、 別表六竺、 別表六国から別表六出まで、 別表十六一から別表十六内までに定 別表十三冊から別表十四口ま 別表七三、 別表六世から別表六三十 別表七四、別表 別表十五 別表六 別

できるものとする。 適用を受けるときは、これらの規定に規定する明細書については、別 一分ら別表十六份までに定める書式に代え、当該書式と異なる書式(こ の表の書式に定める項目を記載しているものに限る。) によることが 表十

### 第六十一条の四 (確定申告書の記載事項)

3

表八三、 十七二の三、 細書の添付)の規定又は法第百四十二条第二項の規定により法第三十二条 表十七の三曰まで(更正請求書にあつては、別表一の三を除く。次項にお 表十田付表まで、別表十出、別表十出、別表十一日から別表十一日まで、 表七一付表五まで、 法第三十一条(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)の規定 二条第二項(恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算)の規定により れらの表の書式によらなければならない。ただし、外国法人が法第百四十 いて「外国法人関連別表」という。)に定めるものの記載については、こ □から別表十六世まで、別表十七□から別表十七□の□付表二まで、 別表十二口から別表十三八まで、別表十三円から別表十四口まで、 記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一の三、別表二 合における令第六十七条第二項 準じて計算する場合における令第六十三条第二項(減価償却に関する明 繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法)の規定に準じて計算する 別表三口から別表三出まで、別表四、 確定申告書(当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。)の 規定の適用を受けるときは、これらの規定に規定する明細書について ,付表一まで、 別表六二の二から別表六四まで、 別表六什、 別表十四四、別表十四出から別表十四川まで、 別表八曰付表、別表九曰、別表九口、別表十三、 別表十七二の三付表、別表十七四及び別表十七の三円から別 別表六出、 別表六二十五から別表六三十七まで、 別表七三、 別表六生、 別表七四、 (繰延資産の償却に関する明細書の添付 別表五円から別表五口まで、 別表六尚 別表六国から別表六出まで、 別表八台、別表八台付表一、別 別表六はから別表六二 別表十五、別表十六 別表六の三から別 当該書式と異な 別表十四から別 別表十 別表 別

> を記載しているものに限る。 る書式に代え、当該書式と異なる書式 ) によることができるものとする。 (これらの表の書式に定め る項

É

### 第六十一条の四 確定申告書の記載事項

3

確定申告書

まで、 まで、 表八一、 二項(繰延資産の償却に関する明細書の添付)の規定の適用を受けるとき は、これらの規定に規定する明細書については、 る令第六十三条第二項(減価償却に関する明細書の添付)の規定又は法第 の償却費の計算及びその償却の方法)の規定に準じて計算する場合におけ 所得に係る所得の金額の計算)の規定により法第三十一条(減価償却資産 ばならない。ただし、外国法人が法第百四十二条第二項(恒久的施設帰属 十一口まで、 表十四から別表十国付表まで、別表十出、別表十出、別表十一日から別表 十六まで、別表六の三から別表七円付表五まで、別表七回、 記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一の三、別表二 定める項目を記載しているものに限る。 びその償却の方法)の規定に準じて計算する場合における令第六十七条第 百四十二条第二項の規定により法第三十二条(繰延資産の償却費の計算及 いう。)に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなけれ 書にあつては、別表一の三を除く。次項において「外国法人関連別表」と 五、別表十六一から別表十六出まで、別表十七二から別表十七二の三付表まで、別表十四臼、別表十四四、別表十四六から別表十四七まで、別表十 ]までに定める書式に代え、当該書式と異なる書式 別表三口から別表三出まで、別表四、 、別表六仇、 別表十七四及び別表十七の三円から別表十七の三回まで(更正請求 別表六二の二から別表六四まで、 別表八一付表一、別表八三、 別表十二口から別表十三八まで、別表十三円から別表十四口 (当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。) の 別表六出、 別表六出、 別表九一、別表九二、別表十三、別 別表五一から別表五二まで、 別表六国から別表六出まで、 )によることができるものとする 別表六生、 別表十六一から別表十六 別表六世から (これらの表の書式に 別表七 別 表六三 別表 別

よることができるものとする。 る書式(これらの表の書式に定める項目を記載しているものに限る。)に

略

別表一~別表二十 省 略

附 則

### (施行期日)

この省令は、 当該各号に定める日から施行する。 公布の日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は

部分を除く。 法律(令和四年法律第 を加える部分に限る。) る部分を除く。 を改正する法律(令和4年法律第4号)第11条の規定による改正前の」 定の適用を受ける場合、青色申告書を提出する法人で所得税法等の一部 る部分を除く。 化準備金)に規定する認定農地所有適格法人に該当するものが同条の規 法人で」 6 ≾以「租税特別措置法第61条の2第1項(農業経営基盤強 別表十二個の記載要領第一号の改正規定(「スト、 別表一の記載要領の改正規定 (同第四号2)に係る部分及び同号5)に係 及び別表二十の表の改正規定 別表一の二の記載要領の改正規定 (同第四号2)に係 別表一の三の記載要領の改正規定(同第四号に係る 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する 号)の施行の日 令和四年十二月三十一日 青色申告書を提出す

2

## 書式に関する経過措置)

て同 終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人(所得税法等の一部 連結所得 を改正する法律(令和二年法律第八号。以下「令和二年改正法」という。 法人(人格のない社団等を含む。以下同じ。)の令和四年四月一日以後に 第一 第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。 第三条の規定による改正前の法人税法(以下「令和二年旧法」という。 改正後の法人税法施行規則(以下「新規則」という。)別表の書式は、 項に規定する連結事業年度をいう。 (令和二年旧法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。 の同日以後に終了する連結事業年度 以下この項において同じ。)の (令和二年旧法第十五条の 以下この項におい

4

同 上

よる。
した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例にした連結事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了前に終了した事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日以下この項において同じ。)に対する法人税について適用し、法人の同日

- 3 法人の令和四年四月一日前に開始した事業年度(令和二年旧法第二条第に定める規定を含むものとする。 
  に対する法人税に係る新規則別表の書式の適用については、新規則別表一に対する法人税に係る新規則別表の書式の適用については、新規則別表一の所得に対する法人事業年度が同日前に開始した事業年度を含む。)の所得に定める規定を含むものとする。
- れる令和二年旧法をいう。以下同じ。)の規定改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとさ一法人税法の各規定 当該規定に対応する令和二年改正前法(令和二年
- 一 市得税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四号。以下「改正 一 所得税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四号。以下「改正
- 条の規定による改正前の租税特別措置法をいう。以下同じ。)の規定の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第十六に対応する令和二年改正前措置法(令和二年改正法附則第十四条第二項 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の各規定 当該規定
- 改正前の令和二年改正前措置法をいう。) の規定規定に対応する旧令和二年改正前措置法(改正法第十二条の規定による四、改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法の各規定 当該
- 被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の規定される令和二年改正法第二十三条の規定による改正前の東日本大震災のされる令和二年改正法第二十九号)の各規定 当該規定に対応する令和二(平成二十三年法律第二十九号)の各規定 当該規定に対応する令和二東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
- 令和二年政令第二百七号)附則第二条第二項の規定によりなおその効力対応する令和二年改正前令(法人税法施行令等の一部を改正する政令(法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)の各規定(当該規定に

をいう。 を有するものとされる同令第 以下同じ。) の規定 条の規定による改正前の法人税法施行令

七 規定による改正前の令和二年改正前令をいう。) 令の各規定 以下 法人税法施行令等 「改正令」という。 当該規定に対応する旧令和二年改正前令(改正令第二 部を改正する政令 ) 第 条の規定による改正前の法人税法施 **令** 和 の規定 兀 年 政 令 第 百三十 -七号

### 法人税法施行規則等の 部 を改正する省令の 部改正)

4 人税 法施 部を次のように改正する。 行 :規則等  $\mathcal{O}$ 部 を改正 する省令 ( 令 和 二年財務省令第五 十六

# 、仮決算をした場合の中間申告書の記載事項に関する経過措置

まで、 び別表十八一から別表十八回まで(更正請求書にあつては、別表一を除ら別表十七一の三付表まで、別表十七三の二から別表十七三の八まで及 ら別表十七二の三付表まで、別表十七三の二から別表十七円から別表十四円付表二まで、別表十五、別表十五付表、 二から別表十仇付表まで、 く。)」とあるのは、「別表一から別表一の二まで、別表二、別表三口 別表六三十七まで、別表七一から別表七四付表まで、 む。)を含むものとする。この場合において、新法人税法施行規則第三 から別表六の二二十七まで、別表七一から別表七四付表まで、別表七の から別表三出まで、別表四から別表五の二円付表一まで、別表五の二口 表八三付表まで、 する連結中間申告書(当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含 項各号に掲げる事項を記載する旧法人税法第二条第三十一号の二に規定 十七三の二から別表十七三の八字で、 十二条第二項中「別表一、別表一付表、 条の三 新法人税法施行規則第三十二条第二項の規定の適用につ 同項に規定する中間申告書には、旧法人税法第八十一条の二十第一 別表一及び別表一の二を除く。 表二まで及び別表十八一から別表十八回まで 別表四、別表四付表、 別表九一から別表十九付表まで、 別表十世から別表十七二の三付表まで、 別表五一から別表五口まで、別表六一から別表一付表、別表二、別表三口から別表三出 )」とする。 別表十七の二一から別表十七の二 (更正請求書にあつて 別表十出、別表十一、別表七の三から別 別表十六一か 別表

# 〈仮決算をした場合の中間申告書の記載事項に関する経過措置

第八条の三 まで、 まで、 ─まで、別表七□から別表七四付表まで、別表七の二から別表十仇付表 別表四から別表五の二円付表一まで、別表五の二口から別表六の二三十、「別表一から別表一の二まで、別表二、別表三口から別表三出まで、 表まで、別表十七三の二から別表十七三の八まで及び別表十八から別表ら別表十四仇付表二まで、別表十五、別表十六一から別表十七二の三付表八三まで、別表九一から別表十九付表まで、別表十世、別表十一一か別表六三十六まで、別表七一から別表七四付表まで、別表七の三から別 別表六三十六まで、別表七一から別表七四付表まで、別表まで、別表四、別表四付表、別表五一から別表五二まで、 表十八から別表十八の三まで 十八の三まで(更正請求書にあつては、別表一を除く。)」とあるのは む。)を含むものとする。この場合において、新法人税法施行規則第三 する連結中間申告書(当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含 項各号に掲げる事項を記載する旧法人税法第二条第三十一号の二に規定 は、同項に規定する中間申告書には、旧法人税法第八十一条の二十第一 十二条第二項中「別表一、別表一付表、別表二、別表三口から別表三出 の二を除く。 別表十出から別表十七二の三付表まで、 新法人税法施行規則第三十二条第二項の規定の適用につい )」とする。 別表十七の二日から別表十七の二日付表二まで及び別から別表十七二の三付表まで、別表十七三の二から別表 (更正請求書にあつては、 別表一及び別 別表六一から

2

## 

で(更正請求書にあつては、別長・をドリモ・・・・表七円から別表十七の二四付表二まで及び別表十八円から別表十八回ま 表十八回まで(更正請求書にあつては、 別表五口まで、 別表七一から別表七回まで、 一から別表十世まで、 含む。)を含むものとする。この場合において、 定する連結確定申告書(当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を 八条の四 付表、 別表十五付表、 同項に規定する確定申告書には、 別表二から別表三出まで、 新法人税法施行規則第三十四条第二項の規 別表五の二日付表二、別表六日から別表六三十七まで、一から別表三出まで、別表四、別表四付表、別表五日から 別表十六一から別表十七四まで及び別表十八一から別まで、別表十一一から別表十四円付表二まで、別表十五 別表十一円から別表十四円付表二まで、 別表七の三から別表八三付表まで、 別表二から別表六の二二十七まで、 旧法人税法第二条第三十二号に規 別表一を除く。)」とあるのは 同項中「別表一、 定の適 別表五円から「別表一、別表 題用につ 別表九

# (確定申告書の記載事項に関する経過措置)

第八条の四 表十六一から別表十七四まで及び別表十八から別表十八の三まで(更正ら別表十出まで、別表十一一から別表十四仇付表二まで、別表十五、別別表七一から別表七国まで、別表七の三から別表八回まで、別表九一か 別表五口まで、 一付表、 別表七日から別表七国まで、 含む。)を含むものとする。この場合において、 の二口付表二まで及び別表十八から別表十八の三まで 請求書にあつては、 定する連結確定申告書(当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を つては、 の二まで、 同項に規定する確定申告書には、旧 別表一及び別表一の二を除く。 別表二から別表三出まで、 新法人税法施行規則第三十四条第二項の規定の適用 別表二から別表六の二三十一 別表五の二一付表二、別表六一から別表六三十六まで、 別表一を除く。)」とあるのは、 別表四、 )」とする。 法人税法第二条第三十二号に規 、まで、 別表八三まで、 別表四付表、 同項中 別表七一から別表十七のは、「別表一から別表 (更正請求書にあ 「別表一、 別表五一から につ 別 表

**2** 同